

実質化された人・農地プラン

〔注：本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。〕

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
安曇野市	三田地区（小田多井集落・田多井集落・田尻集落）	令和3年3月29日	令和6年3月8日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	378ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	258ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	172ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	9ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	9ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	30.4ha
（備考）	

注1：③の「70才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
注2：④の面積は、下記の「（参考）中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
注3：アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
注4：プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

高齢化によりオペレーター不足が顕著である。 りんご園場の鳥獣被害（サル、カラス、ヒヨドリ）が深刻である。 現在、大型農家が作業受託等で賄っている状態であるが、5年～10年後の後継者が心配である。

注：「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

認定農家をはじめ地域の21の中心経営体で地域農業を担っていく。

注1：中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。
注2：「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

水稲や麦等の土地利用型作物以外に収益性の高い新たな作物の導入の検討
西山沿いでの鳥獣害対策の推進(電気柵の補強等) 山林の荒廃や鳥獣害の対策について検討
コロナ禍で中心経営体を集めた話し合いができていないため、情勢を見ながら話し合いを開催し、地域課題について深堀していく。
耕作放棄地の調査と多角的な利用方法の研究
連作障害への対策を検討する。

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

	農地の所在(地番)	貸付け等の区分(㎡)		
		貸付け	作業委託	売渡
1				
2				
3				
4				
5				
6				
	計			

注:農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)
本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。
なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。